○農林水産省告示第千七百四十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように肥料の名称及び生産業者又は輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十二月八日　　農林水産大臣　赤松　広隆

1　肥料の名称の変更

登録番号　輸第9397号
　変更前　硫酸マグネシウム
　変更後　硫酸マグネシウム１号
登録番号　輸第10574号
　変更前　硝酸カルシウム
　変更後　硝酸カルシウム１号

2　生産業者又は輸入業者の名称又は住所の変更

登録番号　生第81010号
　変更前　有限会社野澤畜産
　変更後　有限会社野沢畜産
登録番号　生第81022号
　変更前　群馬県勢多郡富士見村大字赤城山1204番地の115
　変更後　群馬県前橋市富士見村赤城山1204番地の115
登録番号　生第80720号、生第80721号、生第80722号
　変更前　東京都中央区日本橋小網町４番13号
　変更後　群馬県沼田市清水町3748番地
登録番号　輸第11001号、輸第11457号、輸第11688号、輸第11717号、輸第11716号、輸第11689号
　変更前　福岡県福津市若木台２丁目16番地の４
　変更後　大阪府大阪市西成区千本南１丁目22番18―305号

○農林水産省告示第千七百四十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十二月八日　　農林水産大臣　赤松　広隆

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の氏名及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名	住所
生第88007号	家庭園芸用複合肥料	ぼかし肥料あい	小澤清市	静岡県周智郡森町草ヶ谷290番地の１

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十五号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十四条第一項の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百九号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第二条第一項第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月八日　　農林水産大臣　赤松　広隆

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第３号

年産

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請書

年　月　日

農林水産大臣　殿

申請者　住　所
　　氏　名（法人等にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

対策加入者管理コード	A

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。

なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第２条第２項第３号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

麦

品質区分		品質区分別生産量				
		小麦（秋）	小麦（春）	二条大麦	六条大麦	はだか麦
１等	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg
２等	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg

大豆

品質区分		品質区分別生産量
銘柄大豆	１等	kg
	２等	kg
	３等	kg
	特定加工用	kg
非銘柄大豆	１～３等	kg
	特定加工用	

てん菜

品質区分（加重平均糖度）	販売総数量
度	kg

でん粉原料用ばれいしょ

品質区分（加重平均でん粉含有率）	出荷総数量
%	kg

（注意事項）
・特定対象農産物ごとの品質区分別生産量を確認できる書類を添付してください。
・非銘柄大豆のうち特定加工用については対象外となります。